

2024年6月18日承認

## 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム規約

### (名称)

第1条 本フォーラムは、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムと称する。

### (目的)

第2条 本フォーラムは、2020年4月28日に施行された「著作権法の一部を改正する法律」(平成30年法律第30号。)による授業目的公衆送信補償金(以下、「補償金」という。)制度に関して検討が必要な事項について、情報交換や意見交換を通じて、それらに関する共通認識を形成し、著作権(著作隣接権を含む。以下同様)制度への理解を促進し、著作権の保護を図ることで、もって教育現場におけるICT活用教育の推進及び著作物等(著作権及び著作隣接権の対象となるものの総称をいう。)の利用促進に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 本フォーラムは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (ア) 前条の目的を達成するための検討を行う総会の開催
- (イ) 本フォーラムの成果物の公表
- (ウ) その他前条の目的を達成するための事業

### (主たる事務所)

第4条 本フォーラムの主たる事務所は、事務局の所在地とする。

### (事業年度)

第5条 本フォーラムの事業及び会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

### (本フォーラムの構成等)

第6条 本フォーラムは、別紙の(ア)の団体を代表する者又はその推薦を受けた者(以下、「教育関係委員」という。)25名以内、(イ)の団体を代表する者又はその推薦を受けた者(以下、「権利者委員」という。)25名以内、及び一般社団授業目的公衆送信補償金等管理協会(以下「SARTRAS」という。)の役職員でSARTRASの推薦を受けた者(以下、「SARTRAS委員」という。)2名以内、並びに著作権法又は教育に関する専門的知見を有する有識者(以

下、「有識者委員」という。) 10名以内を委員として構成する。

- 2 前項(ア)又は(イ)それぞれの区分の委員の数が概ね同数である限り、別紙(ア)又は(イ)の団体が1名以上を委員とする。また1名も委員を出さないことができる。
- 3 委員の任期は2事業年度とする。ただし、委員の変更があった場合、新たな委員の任期は前任の委員の任期の残余の期間とする。
- 4 委員は辞任することができる。その場合の後任の委員は、辞任した委員の選出の区分を代表する者又はその推薦を受けた者とする。
- 5 別紙の団体は、総会の議をもって追加又は変更する。

(座長、副座長、及び監事)

- 第7条 本フォーラムに座長を置き、総会において委員が互選する。
- 2 座長は、本フォーラムを代表し、本フォーラムの業務を総理する。
- 3 本フォーラムに副座長を置き、座長が総会の意見を聞いて教育関係委員より1名、権利者委員より1名を選任する。
- 4 副座長は、座長を補佐するとともに、座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代理する。
- 5 座長及び副座長は、第9条に定める運営委員とする。
- 6 本フォーラムに監事を置き、座長が総会の意見を聞いて、教育関係委員より1名、権利者委員より1名を選任する。
- 7 監事は、座長を業務の執行状況又は会計処理及び資産の状況を監査し、必要と認めるときは臨時総会の招集を請求し、監査の内容を報告することができる。
- 8 監事は、本フォーラムにおいて他の役職を兼任することはできない。

(総会)

第8条 本フォーラムの総会は、委員をもって構成するものとし、定時総会を事業年度終了後3月以内に、臨時総会を次の各号に該当する場合に、それぞれ開催する。

- (ア) 座長が必要と認めたとき
  - (イ) 総委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
  - (ウ) 臨時総会は、前条第7項の規定により監事から開催の請求があったとき
- 2 総会の招集は座長が行う。
  - 3 総会の議長は座長が、副議長は副座長がそれぞれたる。
  - 4 委員は総会において各自1箇の議決権を有する。
  - 5 教育関係委員又は権利者委員が、やむを得ない事情により欠席する場合で、予め指定し事務局に届け出た代理する者がいるときは、当該代理の者を

出席させ、決議を委任することができる。

6 総会は委員の2分の1以上の出席（オンラインによる出席を含む）をもって成立する。但し委任状をもって出席とみなすことができる。

7 総会は、本規約に別に定めるもののほか、次の事項を決議し、運営委員会が総会の審議事項とした事項を検討する。

(ア) 規約の制定改廃

(イ) 本フォーラムの解散

(ウ) その他本フォーラムの運営にかかわる重要な事項

8 議案の決議は出席した委員の過半数の賛成でこれを決する。ただし、前項

(ア) 及び(イ)に関する決議は、3分の2以上の賛成を得なければならぬ。

9 総会の配付資料については、原則公開とする。ただし、公開することが妥当ではない相応の理由があるときは、座長の判断により、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

10 別紙の団体は、1団体につき原則2名以内に限り、事前に事務局に申し込むことにより、総会に陪席させることができる。

11 別紙の団体以外の教育関係団体又は権利者団体が、その団体を代表又は代理する者に総会を傍聴させることを希望する際はあらかじめ座長に申し出ることとし、座長は、会議場、設備等の状況を考慮して、傍聴を許可するよう努める。

12 座長は、文部科学省及び文化庁ほか各省庁等の職員が総会に陪席することを認めることができる。

13 座長は、陪席する者に発言を求めることができる。

14 委員が委員又は役員の選任について提案をした場合において、当該提案につき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

15 総会の議事については、議長が次の事項を記載した議事録を作成する。

(ア) 日時及び場所

(イ) 委員の現在数と出席者氏名（議決委任者を含む）

(ウ) 開催の目的である事項

(エ) 議事の経過の概要及びその結果

(オ) 議事録署名人の選任に関する事項

16 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名する。

17 議事録は総会から10年間は事務局が保管し、併せてインターネットを利用して公表する。

(役員)

第9条 座長は、副座長以外の運営委員を以下の区分により、総会の意見を聞いて選任する。

- (1) 教育関係委員 2名
- (2) 権利者委員 2名
- (3) 有識者委員 4名
- (4) SARTRAS 委員 1名

2 運営委員及び監事をもって、本フォーラムの役員とする。

3 本フォーラムの役員の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(1) 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を果たさなければならない。

(2) 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員が規約に違反した場合、又は本フォーラムの名誉を傷つける行為をした場合は、総会の決議により解任することができる。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、本規約に別に定めるものほか、次の事項につき審議する。

- (1) 総会における審議事項
- (2) 運営委員会が定める事項を検討するためのワーキング・グループの設置
- (3) その他本フォーラムの運営上必要な事項

3 座長は、運営委員会の議長を務める。

4 座長は運営委員会の意見を聞き、この規約の定めるところにより、本フォーラムの業務を執行する。

5 監事は運営委員会に出席できる。

6 運営委員会は、運営委員の半数以上の出席（オンラインによる出席を含む）をもって成立する。

7 議案の決議は出席者の過半数の賛成でこれを決する。

8 運営委員会の議事録は座長が作成し、座長及び出席した他の運営委員 1 名が署名する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 本フォーラムの事業計画及び収支予算は、座長が作成し、毎会計年度開始前に、運営委員会の議を経て定めなければならない。これを変更する

場合も、同様とする。また、事業計画及び収支予算は委員に報告する。

2 事業計画及び収支予算は、インターネットを利用して公表する。

(事業報告及び決算報告)

第12条 本フォーラムの事業報告及び決算報告は、座長が作成し、監事の監査を受け、運営委員会の議を経たうえで決算報告は定時総会の決議を受けなければならない。また、事業報告は運営委員会の議を経て定時総会に報告する。

2 事業報告及び決算報告は、インターネットを利用して公表する。

(事務局)

第 13 条 本フォーラムの事務を処理するため、事務局を東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー22 階所在の公益社団法人著作権情報センターに置く。

(本フォーラムの費用)

第 14 条 本フォーラムの運営に必要な費用（会場借上費、設備費、有識者委員の旅費等）は授業目的公衆送信補償金制度における共通目的基金の助成を受けることで支弁するものとし、本フォーラムが当該助成の申請を行い、事務局が管理する。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、本フォーラムに関し必要な事項は、運営委員会で定める。

(適用)

第 16 条 この規約は、2024 年 6 月 18 日から適用する。

附則

第 1 条 本フォーラムにおいて最初に開催する総会の委員は、第 6 条の定めにかかるわらず、著作物の教育利用に関する関係者フォーラム設置要綱（2022 年 6 月承認）に基づく 2024 年 6 月 18 日時点の委員とし、座長、副座長は、2024 年 3 月 31 日時点でその任にあった者とする。ただし、SARTRAS 委員については、6 月 18 日に開催される 2024 年度第 1 回総会において推薦を依頼するものとする。

2024年6月18日

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム規約 別紙

(ア) 教育関係団体

団体名五十音順（法人格を除く）

団体名
一般社団法人 公立大学協会
独立行政法人 国立高等専門学校機構
一般社団法人 国立大学協会
公益財団法人 私立大学通信教育協会
全国高等学校長協会
全国公立短期大学協会
全国市町村教育委員会連合会
全国専修学校各種学校総連合会
全国都道府県教育委員会連合会
全国連合小学校長会
全日本中学校長会
一般社団法人 大学ICT推進協議会
日本私立高等専門学校協会
日本私立小学校連合会
日本私立大学団体連合会
日本私立中学高等学校連合会

(イ) 権利者団体

団体名五十音順（法人格を除く）

団体名
一般社団法人 学術著作権協会
一般社団法人 教科書著作権協会
一般社団法人 新聞著作権管理協会
一般社団法人 超教育協会
一般社団法人 日本音楽著作権協会
協同組合 日本脚本家連盟
公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
一般社団法人 日本雑誌協会
一般社団法人 日本写真著作権協会
一般社団法人 日本書籍出版協会
一般社団法人 日本美術著作権連合
公益社団法人 日本文藝家協会
日本放送協会
一般社団法人 日本民間放送連盟
一般社団法人 日本レコード協会